平成30年11月7日

ひろせＮＥＷＳ

ひろせ税理士法人
TEL　075-801-6331　Mail　info@hiroses.co.jp

有価証券の譲渡、配当

≪譲渡所得の金額≫
収入金額－(取得費＋負債の利子＋売買委託手数料)

≪分離課税≫
有価証券の譲渡所得

上場株式
一般株式
⇒ 分離課税の対象　所得税15.315%（住民税5%）

≪損益通算≫
上場株式等の譲渡損失及び一般株式等の譲渡損益は他の所得と通算できない

上場株式等の譲渡益と上場株式等の譲渡損 ⇒ 損益通算〇
上場株式等の譲渡益と一般株式等の譲渡損 ⇒ 損益通算×

≪損益通算の例外≫
上場株式の譲渡損失と分離課税を選択した上場株式等に係る配当所得は損益通算できる

上場株式等の譲渡損と分離選択の上場配当所得 ⇒ 損益通算〇
上場株式等の譲渡損と総合選択の上場配当所得 ⇒ 損益通算〇

損益通算後なお控除しきれない上場株式等の損失は3年間繰越控除が可能
⇒損失を繰越す場合、譲渡収入がない年であっても確定申告をする必要あり

≪上場株式等の配当の概要≫

配当時に20.315%の源泉徴収
⇒ 申告する ⇒ 総合課税 配当控除適用可 ⇒
⇒ 申告不要 ⇒ 分離課税 上場株式譲渡損失と損益通算可 ⇒

全て統一
(銘柄毎には選べない)

有価証券の譲渡はルールが複雑です。
特に譲渡損失を繰越す場合は取引が行われていなかった年でも確定申告を行う必要がありますのでご注意ください。

経営支援部第3課　資産税グループ　マネージャー　中屋拓実